

		換 気 扇 電 気 温 水 器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気戸戸ポンプ 電 気 洗 灌 機 電 気 掫 除 機 温水洗浄便座 電 気 かみそり 電気マッサージ器具	従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十一）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報（その三十一）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
	電球、配線及び電気照明器具	電 球 白熱電球 放電ランプ LE D ランプ 配線器具 電気照明器具	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十二）	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十二）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報（その三十二）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
	通信機械器具及び無線応用装置	電 話 機 電話応用装置 ファクシミリ 交換機 搬送装置 無線通信機器（衛星通信装置を含む。） ネットワーク接続機器	ボタン電話装置 インターホン	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十三）	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十三）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報（その三十三）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
	民生用電子機械器具	薄型テレビ ビデオカメラ（放送用を除く。） デジタルカメラ カーオーディオ カーナビゲーションシステム 補聴器		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十四）	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十四）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
				経済産業大臣の指定するものの	機械器具月報（その三十四）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣	
	電子部品	受動部品 接続部品 電子回路基板 電子回路実装基板 変換部品 メモリ部品 スイッチング電源	抵抗器 固定コンデンサ トランジスタ インダクタ（コイルを含む。） 機能部品 スイッチ（通信・電子装置用に限る。） コネクタ リレー（有線通信機器用に限る。） 音響部品 磁気ヘッド 磁気テープ 光ディスク	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十五）	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十五）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
	電子管、半導体素子、集積回路、液晶素子及び太陽電池モジュール	電 子 管 半導体素子 集積回路 液晶素子 太陽電池モジュール		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十六）	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その三十六）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その一部）	翌月	経済産業		

				の	三十六)		十五日	業大臣	
電子計算機及び情報端末	電子計算機本体 情 報 端 末	はん(汎)用コンピュータ(メインフレーム) ミッドレンジコンピュータ パーソナルコンピュータ	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十七)	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十七)	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日
電気計測器及び電子応用装置	電 気 計 器 電 気 測 定 器 工 業 用 計 测 制 御 機 器 ガス警報器 X線装置 放射性物質応用機器 放射線測定器 超音波応用装置 その他の電子応用装置		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十八)	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十八)	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日
電 池	乾 電 池	酸化銀電池 アルカリマンガン乾電池 リチウム電池 鉛蓄電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン蓄電池	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十九)	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
	蓄 電 池		従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十九)	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣の指定するものの		機械器具月報(その三十九)	一部	翌月 十五日	業大臣	
輸送機械器具	自動車(戦闘用自動車を除く。)	乗 用 車 バ ス シ ャ シ (完成車を含む。) ト ラ ッ ク シ ャ シ (完成車を含む。) 特 殊 自 动 車 ト レ 一 ラ 二輪自動車(モータースクーターを含む。) 車 体	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四十)	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四十)	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣の指定するものの		機械器具月報(その四十)	一部	翌月 十五日	業大臣	
自動車部品及び内燃機関電気部品	自 动 車 部 品 内燃機関電気部品(自動車用以外のものを含む。) 二輪自動車部品	エ ン ジ ン 化 器 シ ョ ッ ク ア ブ ソ バ 計 器 ブ レ ー キ 装 置	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四十一)	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四十一)	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日
自転車及び車いす(原動機付自転車を除く。)	完 成 自 転 車		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四十三)	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
			従事者十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四十三)	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣の指定するものの		機械器具月報(その四十三)	一部	翌月 十五日	業大臣	
車 い す	車 い す		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四十三)	二部	翌月 十日	経済産業局長	翌月 十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四十三)	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日

				経済産業大臣の指定するものの 四十三)	機械器具月報(その 四十四)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
産業車両	動力付運搬車		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その 四十四)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その 四十四)	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣の指定するものの 四十四)		機械器具月報(その 四十四)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
航空機	航空機 機体部品・付属装置 発動機 補機(発動機の付属品を含む。) 航空計器・操縦訓練用設備	全 部		機械器具月報(その 四十五)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
精密機械器具	計測機器 測定機器 試験機器 測量機器		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その 四十六)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その 四十六)	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
光学機械器具及び時計	光学機械器具 時計	カメラ カメラ用交換レンズ 完成品 ムーブメント(自己消費を除く。)	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その 四十七)	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その 四十七)	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
			経済産業大臣の指定するものの 四十七)		機械器具月報(その 四十七)	一部	翌月 十五日	経済産業大臣		
その他の機械	粉末や金製品(超硬チップを除く。)		従事者百名以上のもの		粉末や金製品月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		粉末や金製品月報	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
鋳造品	鍛工品	鉄系鍛工品 アルミニウム系鍛工品	従事者百名以上のもの		鍛工品月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者二十名以上百名未満のもの		鍛工品月報	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
銑鉄铸物	銑鉄铸物	銑鉄铸物 球状黒鉛铸鐵	従事者百名以上のもの		銑鉄铸物月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		銑鉄铸物月報	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	
可鍛铸鉄及び精密铸造品	可鍛铸鉄 精密铸造品	可鍛铸鉄 精密铸造品	従事者百名以上のもの		可鍛铸鉄及び精密铸造品月報	二部	翌月 十日	経済産業局長		翌月 十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		可鍛铸鉄及び精密铸造品月報	二部	翌月 十日	都道府県知事	翌月 十五日	